

# 改定しました 佐賀県最低賃金

令和 7 年 11 月 21 日から

1 時間 1,030 円 (改定前 956 円)

精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び時間外労働等割増賃金は最低賃金に算入されません。

特定（産業別）最低賃金は、別途決定されますが、一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係及び陶磁器・同関連製品製造業については、令和 7 年 11 月 21 日以降は、新たな一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係及び陶磁器・同関連製品製造業の特定最低賃金が発効するまで、佐賀県最低賃金 1,030 円（1 時間当たり）が適用されます。

詳しくは、佐賀労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へ

☎ 0952 - 32 - 7179

佐 賀 ☎ 0952 - 32 - 7133

唐 津 ☎ 0955 - 73 - 2179

武 雄 ☎ 0954 - 22 - 2165

伊万里 ☎ 0955 - 23 - 4155